

第8回 看護基礎教育のあり方に関する懇談会

議 事 次 第

平成20年6月16日（月）
13:00～15:00
厚生労働省 共用第7会議室

議 事

看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理骨子案 について

資 料

看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理骨子案

「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」について

1. 趣旨

我が国においては、現在約130万人の看護師をはじめとした看護職員が、医療現場の安全・安心を支え、患者のニーズに見合った看護を提供するなど様々な役割を果たしているが、少子・高齢化の進展や医療技術の進歩等の中で、その役割は、ますます重要なものとなると見込まれる。特に今後の高齢化の進展とともにいわゆる多死社会の到来を控え、看護職員の資質の向上が一層求められるところであり、平成19年4月にとりまとめられた「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」においても、「今後、(中略)将来を見渡す観点からの望ましい教育のあり方に関する抜本的な検討を別途早急に行う必要がある」と指摘されているところである。

これを受け、今後具体化する新たな医療計画に即した医療連携体制の構築や、在宅での療養生活を支える地域ケア体制の整備等の医療制度の変革も視野に入れ、将来において看護師を中心とした看護職員に求められる資質について議論するとともに、少子・高齢化等我が国の社会構造の変化を踏まえ、そうした資質の高い看護職員を養成していく上での看護基礎教育の充実の方向性について幅広い観点から議論を行い論点を整理することを目的とする。

2. 懇談内容

少子・高齢化等を踏まえた看護と看護職員に求められる資質、及びそうした資質の看護職員を養成していく上での看護基礎教育の充実の方向性についての論点整理

3. 懇談会委員

別紙

4. 懇談会の位置付け

厚生労働省医政局長の私的懇談会とし、会議の庶務は、省内関係課や文部科学省高等教育局医学教育課の協力を得て医政局看護課が行う

看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理骨子案

序章

これまでの経緯

医療従事者で最大職種でもある看護職員の重要性

「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」の「将来を見渡す観点からの望ましい教育のあり方に関する抜本的な検討を別途早急に行う必要がある」との指摘。

懇談会の目的

将来において看護職員に求められる資質と、そうした資質の高い看護職員養成に向けた看護基礎教育の充実の方向性に関し、有識者からの意見を踏まえた論点整理。

I 章 医療・看護を取り巻く状況の変化について

1. 少子高齢化等の環境の変化

1) 医療の高度化及び人口の高齢化

医療の高度化、複雑化、医療安全に関する意識の向上

複数の疾病を管理し、ケアする技術の高度化

治す医療から、治し支える医療への進展

世界規模の健康問題(感染症、災害、貧困、慢性疾患など)の視点の強化

2) 生活・療養の場の多様化

医療・看護提供の場の多様化

在宅医療・訪問看護の推進

専門性の高い訪問看護のニーズの拡大

患者の重症度・緊急性等に応じた適切な医療・看護の提供体制の整備

3) 看護学生の確保等の課題

看護学生確保への少子化の影響

近年の看護学生の変化(基本的生活能力等)

高学歴化の影響(学生の大学志向、患者・家族の高学歴化等)

2. 医療・看護における変化

1) 医療に関する意識の変化等

患者等国民の医療に対する意識の変化(ニーズの多様化等)

看護職員の役割・価値の周知の進展
治し支える医療、全人的ケアの重視

2) 看護の役割の変化

看護職員の経営参画
予防活動の担い手としての役割の拡大
地域支援力の強化
医療制度改革に対応できる看護教育改革の進展

3) チーム医療・役割分担の推進

労働集約的な医療提供体制への転換及び看護職員の配置の強化
スキルミックスの確立、役割分担とチーム医療の推進
専門看護師・認定看護師等の役割の明確化

4) 看護職員の意識

看護職員の自律性向上、社会的存在であることに関する自己認識強化

3. 看護教育環境についての変化、求められる将来像

1) 教員の資質の向上、教員数の確保

- ・生徒及び学生への十分な技術指導を行うための教員数の確保
 - 適正な教員配置
 - 一定量の教員の養成
- ・教員の実践指導力の維持・向上
 - 教員の継続的能力開発の機会の確保(最新の知識・技術の獲得等)
 - 個々の技術を体系的に教えていく能力の維持・向上
- ・さらなる技術発展・学問的発展のための環境整備
 - 専門分野に関する新たな知識・技術およびそれらの教育方法等を開発するための研究環境の整備

2) 教育環境及び教育方法の整備

- ・教育環境の改善
 - 自由な発想及び豊かな表現力を養成する教育環境の整備
 - 深い教養や批判的思考を養う教養教育の充実
 - 他学部・他の医療系の学生等とも交流しつつ学ぶ環境の整備
 - 図書館、IT等による広範かつ最新の情報が入手できる環境の整備
 - 実習の場で教育ができる指導者の確保
 - 患者・国民の看護実習の必要性に関する理解・協力の推進
 - 効果的な実習方法の確立(教員と実習指導者との到達目標の一致、侵襲

性の高い看護技術の習得方法の確立等)

・有効な知識・技術の教育方法の導入

- 教育全体における指定規則の範囲の見直し、スリム化
- 教育の独自性の尊重(個々の学生の必要に応じた教育、一流の専門家等による課題解決法や思考の深め方の事例学習等)
- 国家試験による保証
- 実践知を的確に伝達する手法の開発
- 実践知を理論知として普遍化し、理論知を実践知に結びつける訓練の伸展
- 技術的・実践的資質(訓練内容)の形成適時性
- 実技を伴う実習を行う前に押さえておくべき知識と技術の標準化と担保

3) 卒後の新人看護職員研修等との関係の整理

・卒後の新人看護職員研修との関係の整理

- 看護基礎教育における技術力育成の強化
- 医療安全の確保や、国民の医療安全への意識の高まりを踏まえた卒後の新人看護職員研修の充実

・卒後の新人看護職員研修において行う教育内容の確立

- 身体侵襲を伴う看護技術に関する研修の実施
- 人工呼吸器や心電図等の複数の医療機器をつけた患者へのトータルケアが提供できる研修の実施
- 多重課題に対応するための判断力の強化

Ⅱ章 看護職員に求められる資質・能力について

1. 看護の特徴

- ・医に携わる者すべての基本であり、医の原点
- ・キュアとケアを融合したもの
- ・科学的な専門知とともに、経験に基づく技術(メチエ)を必要とするもの
- ・「患者とともにある」ことにより発現するもの

2. 看護職員に求められる資質・能力

1) 医療従事者に求められる一般的・普遍的な資質・能力(知的・倫理的側面)

- ・一人で自立・自律して考え、判断する能力
- ・創造的な発想、先見のかつ柔軟な思考ができる能力
- ・状況を読み、全体と部分の関係を理解する洞察力
- ・表現力、コミュニケーション能力(言葉遣い、マナー等を含む)
- ・自己研鑽への意欲と行動力(常に勉強し続ける姿勢)

- ・ 豊かな人間性、包容力
- ・ 人間としての成熟
- ・ 尊厳の重視、涵養された生命観
- ・ 豊かな一般教養の習得
- ・ 倫理観(患者・家族の苦痛や葛藤の理解や調整等)

2) 専門職としての基本的な資質・能力(技術的側面)

① 基本的な資質・能力

- ・ 看護に必要な広範かつ最新の知識の習得
- ・ 上記の知識等に基づく実践力
- ・ 生活を含む患者の全体像を把握する力
- ・ 予防的な視点に基づく患者のアセスメント能力
- ・ 病態悪化予防のための対応力(三次予防の視点)
- ・ 医療の高度化・複雑化・多様化に対応し、EBM, EBN(*)に基づき判断し、臨機応変に看護を提供できる能力
- ・ 専門性の深化や役割の広がりに応じ学び続ける姿勢
- ・ 組織運営能力、管理能力
- ・ 専門職としての責任感(社会的存在に関する理解等)

(*)Evidence-Based Nursing

② 高度医療を担うために必要な資質・能力

- ・ 安全管理の視点、対応力
- ・ 与薬や注射、医療機器の取扱い等最新の医療技術・手技を習得する姿勢・能力
- ・ 患者を総合的に観察し、情報を基に問題を分析し、対処する能力(高度なフィジカルアセスメント能力)
- ・ 緊急時・急変時の対処能力
- ・ 他職種の業務を理解し、連携・協働に関する能力
- ・ 在宅療養への移行支援を行う能力(患者・家族への教育や社会資源に関する理解等)

③ 生活を重視した看護を提供するために必要な資質・能力

- ・ 患者の生活環境全体を把握しアセスメントする能力
- ・ 多様化する価値観の中での家族調整力
- ・ 「地域完結型医療」の視点、地域において他職種と連携・協働する能力
- ・ 医療、介護を含む地域での包括的なケア体制を開発する能力

④予防を担う上で必要な資質・能力

- ・ 個人、家族、地域を総合的に捉える視点の養成
- ・ 地域資源を評価し、活用・開発する能力
- ・ 対象者個人への支援とともに、地域全体に働きかける支援に関する能力
- ・ 対象者の生涯を通じてニーズに応える能力

⑤看護の発展に必要な資質・能力

- ・ 幅広い総合性、深い専門性、高い管理能力を習得する姿勢
- ・ 実践知を理論知として普遍化し、EBNの根拠としていく能力
- ・ 理論知を実践知に結びつけ、活用する能力

Ⅲ章 看護基礎教育の充実の方向性について

以上のように、看護職員に求められる資質・能力は、知的・倫理的側面といった基礎的なものから、専門職として望まれる高度医療への対応、生活を重視する視点、予防を重視する視点、及び看護の発展に必要な資質・能力まで、広範かつ多岐にわたる。

上述のような資質・能力を養うためには、他職種との役割分担と連携の下で、「意志決定課題を抽出し、それに対する正解群の中から一つを選択し、実行する力」を持つ人材、すなわち、知識と思考の統合とともに、統合された知識と思考に基づいて行動できる人材を育成する“プロフェッショナル教育”を提供することが必要不可欠となる。

さらに、将来的には、I章で述べた、「中長期的な将来における社会状況の変化、及びそれに伴う看護職員の役割の広がり」及び「資質・能力を高める上で必要な教育を行うための教育体制や環境の確保」の進展とともに、「学生の大学進学志向のさらなる強まり」が予測される。

当懇談会としては、以上のような点を踏まえ、看護基礎教育の充実を図るべきであると考えます。

Ⅳ章 課題等

今後の看護基礎教育の充実に関しては、教育内容の質、量や教育システムについて、実証研究等によるエビデンスを重ねるとともに、医療提供関係者、看護師等学校・養成所経営者等を含め、広く国民的なコンセンサスを得ながら慎重な議論を進めていくことが不可欠であり、以下のような課題があることを十分に念頭に置いて進めていくことが必要である。

1. 看護職員需給への影響

- ・適正な看護職員供給数を確保するための対策
- ・看護職員確保や処遇への影響
- ・社会人の看護教育ニーズへの対応

2. 大学教育に関する課題

- ・急激な大学増加に伴う教員不足と質の低下
- ・大学教育に伴うコスト(学費負担の問題を含む)

3. 准看護師について

- ・准看護師制度に関する考え方の整理

4. 保健師・助産師教育

- ・看護師教育と保健師教育、助産師教育との関係及び順序性、大学教育における保健師・看護師統合カリキュラムに関する評価

5. 看護職員としての生涯学習を可能とする環境の整備

- ・高度化、専門性の深化とキャリアラダーとの関係の整理
- ・就職後の継続教育(大学院教育含む)・研究を可能とする環境の整備